

様式第7号(第10条の2関係)

許可番号 11810005546

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府高槻市上田辺町19番8号

氏 名 都市クリエイト株式会社

代表取締役 前田 晋二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けたものであることを証する。

豊中市長 長内 繁樹 印

許可の年月日 令和元年(2019年) 7月17日

許可の有効年月日 令和6年(2024年) 7月16日

1. 事業の範囲

事業の区分: 積替え・保管を含む

産業廃棄物の種類:

- | | | | |
|-------|------------|-----------|-------------|
| 1 燃え殻 | 5 廃アルカリ | 9 繊維くず | 13 ガラスくず(※) |
| 2 汚泥 | 6 廃プラスチック類 | 10 動植物性残さ | 14 鉱さい |
| 3 廃油 | 7 紙くず | 11 ゴムくず | 15 がれき類 |
| 4 廃酸 | 8 木くず | 12 金属くず | 16 ばいじん |

石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。(但し積替え保管にあつては除く。)

水銀含有ばいじん等は除く。

以上16種類 (※)「ガラスくず」とは「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」のことです。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

裏面のとおり

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成26年 7月17日 当初許可

令和元年 10月16日 更新許可

令和元年 11月13日 書換交付

以下余白

5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

COPY

【許可証裏面】

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ。

処理施設①

所在地：豊中市走井三丁目108番1及び108番9

面積：186.3㎡

保管上限：216.2㎡

積み上げ高さ：4m

積替えできる産業廃棄物の種類：1の6, 7, 8, 9, 11, 12, 13, 15の8種類
石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。

処理施設②

所在地：豊中市原田南一丁目59番1

面積：20.4㎡

保管上限：24.0㎡

積み上げ高さ：1.17m

積替えできる産業廃棄物の種類：1の2, 6, 12, 13, 15の5種類

1の13, 15においては、石綿含有産業廃棄物を含む。

1の2, 6, 12, 13においては、水銀使用製品産業廃棄物を含む廃蛍光管、廃水銀灯又は廃乾電池に限る。

全て水銀含有ばいじん等を除く。

以下余白